

ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務

公募型プロポーザル募集要領

令和7年8月

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課

1. 業務名

ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務

2. 業務の目的

1984年10月に開業したワールド記念ホール（以下、本施設）は昨年度40周年を迎えた施設であり、これまでもコンサート等で多くの方に来館いただいている施設である。

昨年度、より多くの方に本施設を知っていただくとともに、さらなるイメージアップを目的に40周年記念イベントを実施した。

その取組の一つとして、本施設の形や色がチョコレートに見えることから「ワールド記念ホールチョコレート化計画」と称し、チョコレートの販売や本施設全体を使用したアートイベントを行った。

今後も多くの方が本施設を訪れ、楽しめる環境を整備するとともに、まちのにぎわいづくり、イメージアップに取り組んでいきたいと考えている。

そこで、より多くの方に親しまれ、これまで以上に愛着を持っていただける施設とするため、今回玄関口の美装化を行うこととし、併せて「BE KOBE」モニュメントの設置に取り組むこととした。

本業務は、昨年実施した「ワールド記念ホールチョコレート化計画」をきっかけとし、施設イメージに適した玄関口の美装化を行うものである。「BE KOBE」モニュメントを含む玄関口の改修を設計、製作、設置までを一括して実施するものであり、公募型プロポーザル方式による募集を行う。

3. 業務概要

(1) 業務内容

- ・ 玄関口、「BE KOBE」モニュメントのデザイン
- ・ 「BE KOBE」モニュメントの設計・製作・設置
- ・ 玄関口の改修に関する設計・施行

(2) 工期

令和8年3月31日まで

※工事着工期間については、本施設管理者との調整を必要とする。ただし令和8年1月12日～令和8年2月14日までは内装工事により休館しているため、本期間内であれば、特段の調整は不要である。

(3) 委託額

本業務における契約は、50,000 千円（税込）を上限とする。

(4) 業務対象位置

- ・ 位置図
- ・ 計画平面図

4. 応募資格

本業務に応募するものは、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 個人または企業とする（共同企業体も認める）

1 者につき複数案の提案も可能とする。

ただし、採択されるのは1案のみであり、提案数は審査に影響しない。

「BE KOBE」モニュメントの設計・製作・設置に関して、実施体制を確保し執行できる能力を有すること。

(2) 提案者及び実施体制を構成する企業等が、次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

② 破産法（平成16年法律第75号）18条もしくは第19条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの

⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの

⑥ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの

⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの

⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等

※ 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「7. 提出書類等」に加え「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

5. 提案項目等

（必須項目）提案項目に必ず含む項目。

(1) 「BE KOBE」モニュメント

(2) 玄関口の美装化

（任意項目）必須項目の提案に加え、提案者が任意に提案することが可能な項目。

(3) 付属物

(4) 植栽

6. 提案条件等

(1) 「BE KOBE」モニュメント 【提案必須項目】

「BE KOBE」モニュメントについて、以下の項目を踏まえて提案すること。

① 位置・範囲

ワールド記念ホール1階玄関口付近（別添 位置図及び計画平面図のとおり。）

② 大きさ

位置図及び計画平面図に示す範囲に収まることとする。

③ デザイン

「BE KOBE」の成り立ちを理解し、施設イメージに沿ったデザインを提案すること。

「BE KOBE」については、神戸市ウェブサイトを参照の上、「ロゴマーク「BE KOBE」の使用に関する要綱」及び「ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。

神戸市ウェブサイトURL：<https://bekobe.smartkobe-portal.com/>

④ 強度・耐久力

人が乗ることは想定していないが、万が一、人が乗った場合に破損しない強度を有すること。

日光・風雨・温度・湿度・オゾン等に対する耐久性を有していること。

(2) 玄関口の美装化 【提案必須項目】

ワールド記念ホール1階玄関口の美装化デザインについて提案すること。

①位置・範囲

ワールド記念ホール1階玄関口（位置図及び計画平面図のとおり。）

②デザイン

「BE KOBE」モニュメントと一体感のあるデザインを提案すること。

(3) 付属物 【提案任意項目】

コンサート等の催事会場であることを踏まえ、観客や来場者によるSNS等を活用した情報発信を意識した付属物の提案を可とする。

①位置・範囲

ワールド記念ホール1階玄関口（位置図及び計画平面図のとおり。）

②デザイン

(1)(2)と一体感のあるデザインであり、情報発信に活用したくなる付属物を提案すること。

(4) 植栽 【提案任意項目】

ワールド記念ホール1階玄関口の植栽帯のデザイン・形状変更の提案を可とする。

①位置・範囲

ワールド記念ホール1階玄関口（位置図及び計画平面図のとおり。）

②デザイン・形状変更

- ・現状の植栽面積の範囲内において、植栽帯の形状変更および新設は可とする。
- ・植栽の種類（樹種）については、芝生以外とすること。
- ・維持管理上、植栽帯内における「BE KOBE」モニュメントの設置は出来ないものとする。
- ・植栽の新設及び樹種を変更する際は、維持管理作業が簡易な植栽とすること。
- ・引き渡し日から1年間の枯れ保障を設定すること。

7. 提出書類等

① 登録申込書（様式1）

② 「ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務」に係る応募書類の提出について（様式2）

③ 事業者概要書（様式3）

④ 誓約書（様式4）

⑤ 企画書（様式5）

「5. 提案項目等（1）「BEKOBE」モニュメント、（2）玄関口の改修、（3）付属物、（4）植栽」について、以下の資料（任意様式）を添付すること。

- ・デザインコンセプト（A4 or A3（1）～（4）で1枚を上限とする。）

なお、デザインコンセプトには、モニュメント設置後の使われ方のイメージを含むこと。

- ・パース図（A4 or A3（1）～（4）で5枚を上限とする。）

- ・計画平面図（S=1/250:A3）

- ・配色の分かる資料（色見本の添付、色番号の記載等によりわかりやすいものとする）

※ 植栽は、樹種の分かる資料を提出すること。

※（1）については、下記の資料も合わせて提出すること。

- ・モニュメント平面図（S=1/100:A3）、立面図（S=1/50:A3）、側面図（S=1/50:A3）

- ・主要材料表（材質、概算重量等を記載すること）

- ・工程表（設計・製作・設置の所要日数を明記すること）

- ・モニュメントの維持管理に関する意見書

⑥ 見積書（任意様式）

設計、製作、設置に要する費用の内訳がわかるように記載すること。

<提出に係る注意事項>

- ・日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載することとし、分かりやすい資料とすること。

<提出部数>

上記資料各7部（正本1部、副本6部）、PDFデータ（CD-R）1部

※副本は提案者のわかるロゴや社名等の表記に、マスキングしたものを提出すること。

<受付期間及び提出方法>

① 受付期間：令和7年8月15日～9月30日 16時（必着）

② 提出方法：持参又は書留等の郵送による

※持参受付時間は平日の9:00～12:00、13:00～16:00とする。なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

8. 事業者の選定

<審査の項目>

選定に当たっては、委託事業者選定に関する委員会が下記に示す選定基準及び評価の視点に基づき採点し、得点の最も高かった応募者を優先交渉者として決定する。

選定の結果は、選定後に応募者全員に対し郵送にて通知する。

※選定に当たっては、提出された書類についてプレゼンテーションを実施する場合がある。その場合は、実際に業務に携わるものが対応すること。

プレゼンテーションには「7. 提出書類等」以外の資料は使用できない。ただし、提出資料の全部又は一部を拡大（A1 版程度まで）して使用することや内容に変更が無い範囲でプレゼンテーション（パワーポイント等）に加工して使用することはできる。

<選定基準及び評価の視点>

下記の項目に従い評価を行います。

大項目	主な審査内容
1. 独自性・デザイン (35 点)	○本業務の目的に即したデザインとなっているか。 ○地域特性を反映した、独自性の高いデザインとなっているか。 ○これまでの経緯やイベント内容を踏まえ、施設イメージに合致したデザインとなっているか。 ○周辺景観と調和した提案となっているか。 ○その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 等
2. 発信力 (25 点)	○多くの人が訪れたいスポットとしての魅力があり、発信力の高い使われ方が期待できる提案となっているか。 等
3.事業計画 (30 点)	○施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある整備スケジュールとなっているか。 ○各費用の算定根拠が明確であり、妥当な計画が示されているか。 ○維持管理まで考慮された提案となっているか。 ○施設利用者への配慮がなされているか。 ○耐久性・耐候性を有しており、人が乗った場合に破損しない強度があり、安全に利用できる構造となっている。 ○施設環境の安全・衛生面の配慮がなされているか。 等
4. 地元加算 (10 点)	○神戸市内に本支店及び営業所等を有する企業であるか ○事業に地元企業等が参画する予定があるか。 等

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

＜結果の通知・公表＞

※事業者選定期間中の選定理由や異議等、選定に関する問合せには一切応じません。

・一次審査

応募者多数の場合は、委託事業者選定に関する委員会において、一次審査（書類審査）を行う。その場合は、提案者全員に一次審査の結果を通知するとともに、一次審査通過者には、プレゼンテーション・審査の時間を通知する。

・二次審査

事業候補者選定後に、提案者全員に対して、郵送にて通知するとともに、神戸市ホームページにて公表する。

9. 契約額の決定

事業者選定後、提出された見積書を基に神戸市と協議し、契約額を決定するものとする。

10. スケジュール

(1) 登録申込 令和7年8月15日～9月5日



(2) 質疑受付 令和7年8月15日～9月1日 (12:00)



(3) 質疑回答 令和7年9月5日



(4) 提出書類受付 令和7年8月15日～9月30日 (16:00)



(5) 選考（一次審査） 令和7年10月上旬予定



(6) 選考（二次審査） 令和7年10月7日（予定）



(7) 発表・契約 令和7年10月中旬頃予定

- ① (1)登録申込にあたっては、登録申込書（様式1）をEメールにより送付の上、併せて電話連絡を行うこと。なお、件名は「ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務の登録申込」とすること。

※登録申込を行っていないものによる応募は審査の対象としない。

- ② (2)質疑にあたっては、質疑書（様式6）に記入し、Eメールにより送付すること。なお、件名は「ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務（登録申込事業者名）」とすること。

回答は質疑受付後、神戸市ホームページに順次公表する。

最終回答日は令和7年9月5日とする。

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/worldhallbisou.html>

- ③ 上記Eメールの送付及び電話連絡は、「13. 提出・連絡先」に行うこと。

1 1. 現地確認について

- ・登録申込にあたり、必ず現地の視察を行うこと。
- ・現地までのアクセスは、公共交通手段または自家用車（民間駐車場を利用すること）を利用し、来場すること。
- ・施設のイベント実施状況については、施設HPのイベントカレンダーを確認すること。

URL: <https://www.kobe-spokyo.jp/world-kobe/>

1 2. その他

<提供資料>

- ・令和6年度イベント関係資料
- ・図面

※登録申込書に記載の連絡先にデータを送付いたします。

<留意事項>

- ・応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は認めない。
- ・提出された書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・選定された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者が生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。
- ・企画書の著作権は提案者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負う。
- ・ただし、選考結果の公表及びその他神戸市が必要と認めるときには、著作権法第18条第3項に基づき神戸市は企画書を無償で利用できるものとする。
- ・本公募において採用されたデザインに係る著作権は、全て神戸市に帰属するものとする。
- ・事業者の選定後、神戸市からデザインの変更を求める場合がある。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。

1 3. 提出・連絡先

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所 1号館17階

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 担当：藤田、岩崎

E メールアドレス：shisetsu-sports@city.kobe.lg.jp

電話：(078)322-6647